

決 定 書

異議申出人 真鶴町岩278番地17ハイツ橘台B棟101
北澤晃男

異議申出人が令和4年4月14日付けで提起した令和3年9月26日執行の真鶴町議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、真鶴町選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。
本件選挙における当選人加藤龍の当選は有効である。

異議申出の要旨

1 異議申出の趣旨

異議申出人は、令和3年9月26日執行の本件選挙における当選人 加藤龍の当選を無効とする決定を求めて異議の申出をしたものである。

2 異議申出の理由

選挙期間中においても、加藤龍は「小田原の家に帰る」と電車に乗って真鶴町を去っていった。役場の隣に住むとなっているが「加藤を見た者はいない」と多くの町民の声を聞く。

争 点

市町村の議会議員選挙の被選挙権は、当該選挙の選挙権を有する者で、年齢満25歳以上のものが有するとされ（公職選挙法（昭和25年法律第100号）以下「法」という。）第10条第1項第5号）、市町村の議会議員選挙の選挙権は、日本国民たる年齢満18歳以上の者で、引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有するものが有するとされる（法第9条第2項）。

したがって、本件異議申出の争点は、当選人が、本件選挙の被選挙権の要件である「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者」、すなわち本件選挙の期日までの間、引き続き3箇月（令和3年6月26日から令和3年9月26日まで）以上真鶴町に住所を有していたかどうか、という点にある。

決定の理由

当委員会では、本件異議申出について、その要件を審理した結果、適法な異議申出であると認めたので、これを受理し、審理に当たっては、異議申出人から証拠書類等の提出を求めたが提出がなかった。

また、当選人に対しては、法第216条第1項が準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第2項の規定により、本件異議申出への参加を求めるとともに、証拠書類等の提出を求めた。

さらに当選人に対して、上記書類等の提出後、証拠書類等に関する聞き取りを行い、その主張を明らかにするとともに、周辺住民や関係する事業所などの聞き取り調査も行うなど、慎重に審理した。

1 住所認定についての解釈

法第9条第2項にいう住所とは、民法（明治29年法律第89号）第22条で規定する「各人の生活の本拠をその者の住所とする。」と同義であると解される。

判例では、次の見解が示されている。

- 「選挙に関しては、住所は1人につき1箇所限定されているものと解すべきである。」（昭和23年12月18日最高裁判所判決）、
- 「住所とは、生活の本拠、すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきものであるから、主観的に住所を移転させる意思があることのみをもって直ちに住所の設定、喪失を生ずるものではなく、また、住所を移転させる目的で転出届がされ、住民基本台帳上転出の記録がされたとしても、実際に生活の本拠を移転していなかったときは、住所を移転したものと扱うことはできない。」（平成9年8月25日最高裁判所判決）
- 「その人がその場所に住所をおく意思を有するかどうかは、住所の存否を決するについての独立的要素をなすものではない。住所意思がなくても住所設定を認めることができる。もっとも住所意思もまた生活の本拠を決定する標準の一つとして考慮にいれられるべきものではあるが、この場合、その住所意思を実現する客観的事実が形成されておらなければならない。」（昭和24年4月15日福岡高等裁判所判決）

このような観点から、当選人がその場所に住所をおく意思を有するかどうかという主観性については、客観的事実が形成されていることを前提にした上で、生活の本拠を決定する標準の一つとして考慮に入れられるべきと解することができる。

このように住所は、客観的に生活の本拠たる実態を備えているか否かによって判断されることになるので、特段の事情がない限り、当該者が当該地において現に起臥していたか否かによって判断することになる。しかしながら、当該者が当該地において現に起臥していた否かを客観的に証明することは困難であるため、関係者の主張をもとに、日常生活の状況、家族の状況、近隣住民との関係性などを確認するとともに、居所に、生活に必要な設備が具備されているか、電気、水道、ガスの使用状況など詳細な生活実態から総合的に

判断し、当該者が当該地において現に起臥していたことを推認することになる。

2 異議申出人の主張の要旨

選挙期間中においても、加藤龍は「小田原の家に帰る」と電車に乗って真鶴町を去っていった。役場の隣に住むとなっているが「加藤を見た者はいない」と多くの町民の声を聞く。

3 当選人の主張の要旨

利害関係人として当選人から意見書及び証拠書類等が提出され、また、審尋録取を行った。その要旨は、次のとおりである。

- (1) 申立人の主張というのは「加藤が選挙期間中に小田原市の自宅に帰ると話を聞いた」という供述があったが、明らかに別の方と勘違いされていると思っている。まず、そういった話を申立人としたことはない。ただ別の候補の方がそういったことを言っていたのを、私も知っている。単純にその方と混同されていると思う。
- (2) 選挙前3箇月の滞在场所については、仕事がリモートワークとなっており、自宅に滞在していた。小田原市内への勤務についてはSuicaの記録と合っている。
- (3) 居住に必要な家具については証拠書類で提出したものと、当委員会の調査で確認がされている。
- (4) 免許証の住所については平成29年に更新されたもの、選挙後に更新をしているがいずれも現住所地となっている。
- (5) 現住所における光熱水費に関する資料として、電気料においては令和2年5月から令和4年の4月までの料金明細書、水道料については令和2年6月から9月までと令和3年6月から9月までの請求書、ガスについては令和2年6月から9月までと令和3年2月から令和4年4月までの検針票及び販売台帳の提出し、前年と比較しても、変化がないことが確認できる。
- (6) ネット通販の注文書の届け先も現住所地となっている。

4 当委員会が認定した事実等

当委員会が実施した調査からは、次の事実が認められる。

- (1) 当選人は平成18年に真鶴町に転入しており、平成28年に現住所へ転居をしている。
- (2) 現住所の賃貸借契約の更新を令和2年5月8日に行っている。
- (3) 令和3年6月20日から令和3年9月26日までの期間の滞在场所調べ真鶴町以外に滞在している日付とSuica明細記録と突合した。令和3年6月27日については小田原市での滞在となっていたが、Suica明細の記録になかった。令和3年8月16日については、真鶴駅から入り記録はあったが、帰りの記録がなかった。この2日について当選人に確認を取った所、令和3年6月27日については車での移動の確認が取れ、令和3年8月16日については父の車での帰宅の確認が取れたため、Suica明細記録と滞在场所調べの照合について不明な点は見られなかった。
- (4) 免許証については平成29年に交付された免許証及び令和3年に交付された免許証の写しを確認したが、表面の住所地は現住所と一致し、裏面の備考においても住所

変更等の記載は見られなかった。

- (5) 生活用品及び選挙活動の為の商品の購入の配達場所が現住所となっている。
- (6) 令和4年5月25日に当選人立ち合いのもと自宅を調査し、証拠で提出された洗濯機の商談メモに記載されていた平成28年に購入した洗濯機を継続して使用していることの確認をした。
- (7) 令和4年5月11日及び12日に、当選人が居住するビルでの聞き取り調査をしたところ、「従前から子どもの足音など生活音が聞こえていた」、「子どもの保育園の送迎で自転車を置いてある地下駐車場で見かけた」、「朝の8時頃は子どもの送りや、夜9時以降は会社帰りの当選人とあった。」などの具体的な証言を確認した。
- (8) (7)での聞き取り調査の確認をするため令和4年5月19日に当選人の子ども通う保育園での聞き取り調査を行い、保育園の3名の先生に通園の様子について確認し、「お子さんは平成31年から通園している。」、「送迎の頻度は月に1・2回ぐらいだったが、選挙前に仕事を辞められてからは送迎が増えた印象がある。」、「送迎などで園に来る際は素足にサンダルなどラフな格好の印象がある。」などの証言を確認した。
- (9) 当選人における光熱水費の使用状況は、次のとおりであった。

電気	使用量 (kWh)		使用量 (kWh)
令和3年5月	132	令和2年5月	125
令和3年6月	146	令和2年6月	128
令和3年7月	156	令和2年7月	120
令和3年8月	249	令和2年8月	137
令和3年9月	272	令和2年9月	244
ガス	数量 (m ³)		数量 (m ³)
令和3年6月	9	令和2年6月	7.3
令和3年7月	7.3	令和2年7月	7.1
令和3年8月	7.6	令和2年8月	7.7
令和3年9月	10.7	令和2年9月	4.6
水道	数量 (m ³)		数量 (m ³)
令和3年6月	14	令和2年6月	14
令和3年7月	9	令和2年7月	12
令和3年8月	17	令和2年8月	12
令和3年9月	18	令和2年9月	11

5 当委員会による判断について

以上の事実を踏まえ、本件選挙における被選挙権を有するため、当選人が令和3年6月26日以前から同年9月26日までの間、本町に生活の本拠を有していたかについて判断する。

- (1) 光熱水費については当選人と配偶者と子どもの3人家族であり、夫婦共働きであるため電気、ガス、水道の使用量はそれほど多くはない。しかし、8月以降に電気や水道使用量が急激に増加していることが分かるが、当委員会の当選人への調査の

際に「会社の退社は9月になるが、出社は7月末までであった。」と証言しており、自宅にいる時間が長くなったことに起因していると判断できる。

- (2) 令和4年5月11日及び12日に実施した当選人が居住するビルでの聞き取り調査において「朝の8時頃は子どもの送りや、夜9時以降は会社帰りの当選人とあった。」などの具体的な証言がされており、朝の子どもの園への送りや、夜9時以降の帰宅など生活の本拠を有していたと判断できる。
- (3) 証拠で提出された「洗濯機の商談メモ」では平成28年に購入されており、その配達先についても現住所地となっている。また、「洗濯機の商談メモ」に記載されていた平成28年に購入した洗濯機を継続して使用しているなど生活の本拠を有していたと判断できる。
- (4) 申立人の異議申出の理由については当選人が選挙期間中に「小田原市の家に帰る」電車に乗って真鶴町を去っていたという理由について、当選人は令和4年5月25日の審尋の際に、申立人とは「小田原市の家に帰る」などの話をしていないこと、時期も選挙期間中ではなく告示日前だったこと、真鶴駅で朝・夜に政治活動で挨拶していた時に他の立候補予定の方が小田原へ帰るの様な趣旨の事をお話していたことなどの証言を行っており、申立人の異議申出の理由を真っ向から否定している。申立人及び当選人の主張については双方において物証がないため判断が難しいが、内容の具体性を考えると当選人の主張の信憑性が高いと判断する。

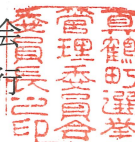
6 結論

「5 当委員会による判断について」の(1)から(3)において日常生活の状況、家族の状況、近隣住民等との関係などを確認し、また、(4)において申立人及び当選人の主張を確認し、具体性を考えると当選人の主張の信憑性が高いと判断した。当委員会としては、現住所地に生活の本拠があり、かつ、起臥していると判断し、当選人が本件選挙の期日までの間、引き続き3箇月以上真鶴町に住所を有していて、本件選挙における被選挙権を有すると判断するものである。

よって、当選無効の決定を求めるとする異議申出人の主張には理由が認められず、法第216条第1項において準用する行政不服審査法第45条の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和4年6月10日

真鶴町選挙管理委員会
委員長 平井 義行



教 示

この決定に不服のある者は、この決定書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で神奈川県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる(法216条第2項)。